市民のみなさんにお知らせしたい情報を拡大して掲載しています。

国民年金保険料免除・納付猶予の 申請を受け付けます

【問合わせ】国保年金課 **284-0653**

■所得其淮頞

変更になりました。

■川付坐午頭		
免除段階	所 得 基 準 額	
全額免除	(扶養親族数+1) ×35万円+22万円	
3/4免除	78万円+扶養親族控除額 +社会保険料控除額等	
半額免除	118万円+扶養親族控除額 +社会保険料控除額等	
1/4免除	158万円+扶養親族控除額 +社会保険料控除額等	

制度が変わりました 納付猶予に関する

平成28年7月から、

帯主のそれぞれの前年の所得 参照)で、本人・配偶者・世 申請免除は、 4 段階 (左表

れます。

納付猶予

他の年齢層に比べて所得

もしくは一部の納付が免除さ

免除・猶予できます 申請により

受けられます。

礎年金、万が一の場合の障がい基礎年金や遺族基礎年金が

保険料を納め続けることで、高齢になったときの老齢基

制度です。

国民年金は、

20歳以上60歳未満のすべての方が加入する

険料を納めることが困難な方 業など経済的な理由などで保 甲請免除 前年の所得が少ない方や失 申請により保険料の全額

方が、 法の生活扶助を受給している 納付が免除されます。 **法定免除** 障がい基礎年金や生活保護 届出を行うと保険料の

合に承認されます。 に応じて、 基準額を下回

「る場

申請をしてください 請者は除く) ◇年金手帳 ◇印章 (本人の場合は不要) (継続申

申請方法 次の書類をお持ちのうえ、

7月1日金から国保年金課で

り特例で申請される方の

資格者証の写し(失業によ

◇平成28年度所得証明書 成28年1月2日以後転入さ れた方のみ。前住所地で発 伞

◇離職票または雇用保険受給

料の納付が猶予されます。 満)の方は、申請により保険 少ない若・中年層(50歳未 者の所得のみで審査されます。 主の所得を除き、本人と配偶 全額免除と同じですが、世帯 予」から「納付猶予」に 名称が「若年者納付猶 歳未満に引き上げられ、 象年齢が30歳未満から50 納付猶予の所得基準額は な

保険料はさかのぼって納めることができます

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るため の資格要件に算入されますが、受け取る年金額は少なくなります。

■免除段階と年金受取額

免除段階	受取年金額	
全額免除	2分の1が反映	
3/4免除	8分の5が反映	
半額免除	4分の3が反映	
1/4免除	8分の7が反映	

※納付猶予は年金額に反映されません。

免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼっ て納付(追納)することができます。将来受け取る年金額を少しでも多くする ために、保険料の追納をお勧めします。

※追納の際、免除または納付猶予を受けてから3年度目以降の場合は、保険 料に加算がつきます。

